

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６条の６第１項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和７年４月４日

栃木市長 大 川 秀 子

1 入札に関する事項

- (１) 番 号 物品-2
- (２) 件 名 高規格救急自動車購入
- (３) 納 入 場 所 栃木市消防本部（栃木市平柳町１丁目３４番５号）
- (４) 納 入 期 限 令和８年２月２８日まで
- (５) 概 要 高規格救急自動車１台の購入
- (６) 入 札 方 法 郵便入札
- (７) 予 定 価 格 事後公表
- (８) 最低制限価格 無

2 入札に参加する者に必要な資格要件

本件の入札に参加できる者は、栃木市物品購入等入札参加者名簿に登録を受けている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (１) 地方自治法施行令第１６条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (２) 栃木市競争入札参加資格者指名停止基準（平成２２年栃木市告示第１４４号）に基づく指名停止措置を公告日時点で受けていない者であること。
- (３) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (４) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員でないこと。
- (５) 同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等が、同一入札に同時に参加しようとするものでないこと。
- (６) 栃木市物品購入等入札参加有資格者のうち、車両：救急自動車販売に登録のある者であること。
- (７) 本公告の日において、日本国内に本社、支店又は営業所等を設置していること。
- (８) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第３９条第１項の規程による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていることを証明できる者であること。
- (９) 本公告の日から過去１０年以内に、高規格救急自動車の新車納入実績がある者であること。

3 入札日程等

手続き等	期間、期日	方法、場所問合せ先等
仕様書の閲覧等	本公告日から 令和7年5月7日（水） 午後5時まで	本市ホームページを閲覧又はダウンロードすること。
仕様書等に関する 質問の提出	本公告日から 令和7年4月10日（木） 正午まで	様式：本市ホームページから所定の様式をダウンロードすること。 提出：栃木市 経営管理部 契約検査課 契約係に電話連絡の上電子メールにより提出すること。 keiyaku@city.tochigi.lg.jp
仕様書等に関する 質問の回答	令和7年4月14日（月）	本市ホームページにて公開する。
条件付き一般競争 入札参加資格確認 申請書の提出	令和7年4月15日（火） 午前9時から 令和7年4月17日（木） 午後4時まで	栃木市 経営管理部 契約検査課 契約係まで郵送又は持参とし、期間内必着とする。
条件付き一般競争 入札参加資格確認 書の通知	令和7年4月18日（金）	ファクシミリにより通知する。なお、本書については、ファクシミリと同日に郵送する。
入札参加資格がないとされた場合の理由の説明の求めについて	条件付き一般競争入札参加資格確認書を受けた日の翌日から起算して3日以内。	栃木市 経営管理部 契約検査課 契約係へ持参により提出すること。
入札書提出期間	令和7年4月22日（火）から 令和7年5月1日（木）までに 栃木郵便局必着	一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかによること。 入札書と積算内訳書を同封すること。 郵送先：〒328-8799 栃木郵便局留置 栃木市役所 経営管理部 契約検査課 行
開札日時	令和7年5月7日（水） 午後1時30分	栃木市役所本庁舎3階 301会議室

積算内訳書の提出	要する。	積算内訳書の様式は、本市ホームページからダウンロードすること。
契約書の作成	要する。	契約書（案）は、本市ホームページにて公開する。

- (注) 1 期間を定めたものについては、栃木市の休日定める条例（平成22年栃木市条例第2号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除くものとする。また、期日を定めたものについて、その日が休日等に当たる場合は、その翌日とする。
- 2 期間を定めたもののうち、持参等来庁して行う手続き等は午前9時から午後4時までとする。（ただし、正午から午後1時までは除く。）

4 入札保証金等

入札保証金	入札保証金の額は、その者の見積に係る契約金額の100分の5以上の額に相当する額とする。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき又は過去2年の間に国、他の地方公共団体又は市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。 なお、入札保証金の免除を求める者は、入札保証金免除申請書を令和7年4月28日（月）正午までに提出し、承認を得ること。 現金で納付する場合は納入通知書を発行するので、令和7年5月2日（金）正午までに栃木市 経営管理部 契約検査課 契約係に申し出、それをもって納入し、令和7年5月7日（水）正午までに領収書の写しを提出すること。
契約保証金	契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上の金額とする。ただし、栃木市財務規則（平成22年栃木市規則第55号）第89条第1項の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

5 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 栃木市財務規則（平成22年栃木市規則第55号）第72条の規定により作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
- (3) 落札者となるべき同価入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- (4) 応札者がいない場合は不調とする。
- (5) 入札回数は1回とする。ただし、落札者がいない場合は、1回に限り再度入札を行う。2回目の入札で落札者がいない場合は不落とする。
- (6) 入札は郵便入札によるものとし、持参によるものは認めない。
- (7) 郵送する封筒は、市販の長形40号等を使用すること。
※封筒の記載事項については、別添「郵便入札用封筒について」を参照すること。
- (8) 郵便事故等の場合の対応は、市では責任を負わない。
- (9) 一度郵送した入札書の引換え又は撤回はできない。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格者でない者が行った入札
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請において虚偽の申請をした者が行った入札
- (3) 入札参加資格者であって、入札の執行時点において入札参加資格の要件を満たさなくなったものが行った入札
- (4) 入札保証金の全部を納付する場合において、入札保証金はその者の見積に係る契約金額の100分の5に満たないとき。
- (5) 入札書を1件ごとに作成していないとき。
- (6) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (7) 入札書に記載した金額を訂正した入札又は入札書に記名押印をしないで行った入札のとき。
- (8) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
- (9) 入札書に必要な記載がないとき。(入札書等記入の注意点参照)
- (10) 入札書に開札日以外の日付を記載したとき。
- (11) 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
- (12) 入札に際し、不当に連合し、又は著しく不誠実な入札をしたとき。
- (13) 同一の封筒に2枚以上の入札書を入れた入札
- (14) 一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便以外で郵送された入札
- (15) 栃木郵便局留置ではなく、栃木市に直接届いたもの。
- (16) 積算内訳書が同封されていない入札
- (17) 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違する入札
- (18) 封筒に記載の案件名又は差出人名と同封された入札書の案件名又は入札者名が相違する入札
- (19) 封筒に案件名又は差出人名が記載されていない入札
- (20) 郵便入札の入札書が提出期間内に到着しないとき。
- (21) 談合情報が寄せられた入札案件について、栃木市談合情報対応マニュアルに基づく手続きにより、栃木市公正入札調査委員会が無効と決定したとき。
- (22) 入札保証金の取扱いに係る説明書において入札の無効に該当するとき。
- (23) その他入札に関する条件に違反した入札

7 議会の議決に付すべき契約

条件付き一般競争入札に付する物品調達等が、栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成22年栃木市条例第61号）第2条又は、第3条に規定する契約に該当する場合は次の各号によるものとする。

- （1）落札後仮契約を締結するものとし、議会の議決を得たとき、当該契約を本契約とみなすものとする。
- （2）落札者が議会の議決までの間に、入札参加資格の取り消し若しくは停止されている場合又は指名停止の措置を受けた場合においては、市は仮契約を締結しないこと又は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができるとともに、一切の損害賠償の責を負わないものとする。

8 その他

- （1）本公告に記載したもののほか、入札に係る事項は、栃木市物品購入等契約事務取扱規程（平成22年栃木市訓令第61号）、栃木市物品購入等入札参加者資格審査要綱（平成22年告示第145号）、栃木市物品購入等条件付き一般競争入札実施規程（平成27年栃木市訓令第16号）、栃木市物品購入等入札執行事務処理要領及び栃木市郵便入札実施要領（平成23年告示第318号）等による。
- （2）仕様書等に関する質問の提出は、上記「入札日程等」の「仕様書等に関する質問の提出」に記載のとおりとするが、その他公告内容等についての詳細及び不明の点については、次に照会すること。

栃木市 経営管理部 契約検査課 契約係 電話0282-21-2363
FAX0282-21-2674